

空き家総合相談会のご案内（2月12日（土）開催）

空き家の問題はお任せください！

～関連士業の専門家が協力してあなたのお悩みを解決までお手伝いいたします～

空き家の問題は、相続等にかかわる所有権の問題から、所有することになった後の処置や管理をどうするか等々、様々な課題を含んでいることがほとんどです。

宮城県行政書士会では、行政書士と関連する専門家が集って、空き家にまつわる課題を関連士業チームで解決する活動を始めます。

空き家の無料相談会を開催いたしますので、まずは、ご気軽に相談ください。

開催概要

- 日時 令和4年2月12日（土）午前10時～午後4時
- 会場 宮城県行政書士会会議室（仙台市青葉区国分町3丁目3-5 リスズビル5階）
- 対象 空き家の所有者、管理者、相続その他により空き家を所有する見込みの方
- 定員 先着10名（定員に達し次第締め切ります）
- 相談内容等 下記など様々な課題に行政書士と関連する兼業行政書士（司法書士、税理士、宅建士、土地家屋調査士）がチームで対応いたします。
 - ・所有権・共有の問題などで、物件の処置が決められない。
 - ・相続したが、法的処置がわからない、税金がどうなるのかわからない。
 - ・空き家を放置するのは近所迷惑、もったいない、なんとかしたい。
 - ・遠隔地の空き家をどうにかしたい。
 - ・空き家の価値や、利活用の方法を知りたい。
- 費用 無料

申し込み方法（事前予約制）

お電話（022-261-6768）にてお申し込みください。
先着順で定員になり次第締め切りとさせていただきます。

その他

事前にお電話またはメールでの聞き取りをさせていただきます。

（会場に駐車場はありません。公共交通機関のご利用をお願いします。）

